

内閣参質二一〇第二六号

令和四年十一月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聰君提出自治体が管理するディープフリーザーに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出自治体が管理するディープフリーザーに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「超低温冷凍庫（マイナス七十五度対応ディープフリーザー）の割り当て等について」（令和二年十二月二十八日付け健健発一二二一八第二号厚生労働省健康局健康課長通知）において、ワクチンを医療機関等の接種会場で適切に保管できるよう、都道府県及び市区町村に無償で譲渡することとしている超低温冷凍庫（マイナス七十五度対応ディープフリーザー）及び低温冷凍庫（マイナス二十度対応ディープフリーザー）（以下「超低温冷凍庫等」という。）については、都道府県及び市区町村において適切に取り扱われるべきものと認識しているが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十四条の規定に基づき、新型コロナウィルス感染症対策の実施に必要な物資として無償で譲渡していることに鑑み、少なくとも予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定に基づく予防接種を実施している間は、「「新型コロナウィルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和四年十月二十一日付け健発一〇二一第六号厚生労働省健康局長通知）の別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（十二版）」において示している「ワクチン保

管用冷凍庫・冷藏庫の適正使用」に沿って適切に管理の上、専らワクチンの保管に活用する必要があるものと考えている。また、「ファイザー社の新型コロナワクチン（オリジナル株とオミクロン株（B.A.・四五）の二価ワクチン）の配送等について（その一）」（令和四年十月十四日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）及び「モデルナ社の新型コロナワクチン（オリジナル株とオミクロン株（BA.一）の二価ワクチン）の配送等について（その四）」（令和四年十月十八日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）において、「都道府県において、必要に応じて都道府県又は管内の市町村での過不足の状況を確認の上、仮に使用見込みのない」超低温冷凍庫等がある場合には、「当該都道府県管内で再配置する等」、超低温冷凍庫等が「適切に有効活用されるよう調整をお願い」しているところである。